



「フードコンテナ(発明者A I ダバス)」事件  
(東京地裁判令和6年5月16日 令和5年(行ウ)第5001号<sup>1</sup>)

### 概要

(1) 特許法にいう「発明」は、自然人によるものに限られるか否かが争点とされた事例。  
(2) 裁判所は、特許法に規定する「発明者」は「自然人」に限られるので原処分庁による本件出願の却下処分は適法であるとして、原告の請求を棄却した。

### 経緯

令和元年 9月17日 国際出願：PCT/IB2019/057809<sup>2</sup>  
令和2年 8月 5日 国内書面、明細書等翻訳文提出  
(以下は国内書面の記載の一部(本件判決より引用。赤枠は筆者。))

【提出日】 令和2年8月5日  
【出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/IB2019/057809  
【出願の区分】 特許  
【発明者】  
【氏名】 ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能

令和3年 7月30日 補正指令(発明者欄に自然人の記載を求める指令)  
令和3年 9月30日 上申書提出(補正指令に法的根拠がなく補正は不要)  
令和3年10月13日 出願却下処分(国際出願に係る特願2020-543051)  
令和4年 1月17日 出願却下処分に対する審査請求  
令和4年10月12日 審査請求棄却

### 原告の主張の要約

- ・特許法は、A I 発明の保護を否定していない。
- ・特許法が発明者の記載を求める趣旨は、発明者名誉権が発明者に帰属することを明確にすることのみに存し、A I 発明では発明者名誉権を観念する余地がないので発明者の氏名を記載すべき理由がなく、それゆえ、発明者の記載は必要的記載事項でない。
- ・知的財産を定める知的財産基本法2条1項は、人間の創造的活動により知的財産自体が生み出されること自体を条件とする趣旨ではない。

### 裁判所の判断

裁判所は、知的財産基本法2条1項が、「『知的財産』とは、発明、…その他の人間の創造的活動により生み出されるもの…をいう。」と規定していることから、同法は、自然人により生み出されるものを発明と規定しているとした上で、特許法に規定する「発明者」も諸事情を総合考慮した上で自然人に限られると判断し、原告の請求に理由がないと結論しました。

裁判所が総合考慮した「諸事情」には、A I に関わる重大な問題提起が含まれています。裁判所は、諸事情として、およそ次のような点を述べています。

・「発明者」にA I が含まれると解した場合、A I 発明をしたA I 自体、及びソフトウェアの権利者等のA I 発明の関係者のいずれを発明者とすべきかという点について、法令上の根拠を欠く。

<sup>1</sup> [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=92981](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=92981)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/WO-A-2020-079499/50/ja>

・特許法29条2項は、当業者基準で進歩性が判断されるべきことを規定するが、自然人の創作能力と、今後更に進化するAIの自律的創作能力が、直ちに同一であると判断するのは困難であるから、自然人が想定されていた「当業者」の概念を直ちにAIにも適用すべきでない。

・AIと自然人との創作能力の相違に鑑みると、AI発明に係る権利の存続期間は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえた産業政策上の観点から、現行特許法による存続期間とは異なるものと制度設計する余地も、十分にあり得る。

裁判所は、その上で、「このような観点からすれば、AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることとし、その他のAI関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当である。グローバルな観点からみても、発明概念に係る各国の法制度及び具体的規定の相違はあるものの、各国の特許法にいう「発明者」に直ちにAIが含まれると解するに慎重な国が多いことは、当審提出に係る証拠及び弁論の全趣旨によれば、明らかである。」と結んでいます。

### まとめ

特許法2条1項は創作主体の要件を明示していないので、AIのみによって創作されたAI発明は法上の保護対象とも解されますが、このように解した場合、冒認出願を避けるため、発明者としてAI自体を記載(法36条1項2号)する必要が生じます。ところが、発明者として自然人のみしか記載できないと解するならば、AI発明を特許法の保護対象と解することと矛盾が生じます。この辺りが本件から理解される問題といえます。

特許庁は、「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の調査結果を公表しており<sup>3</sup>、その要約版の「まとめ」では、現在のAIの技術水準では発明の創作に人間の関与が一定程度必要であり、AIが自律的に発明を創作する事例は確認されなかったこと、現状は発明の創作に人間の関与が一定程度必要であることから現行の発明者要件の考え方で対応可能であるという多数意見であったことなどが報告されています。

しかしながら、昨今のAIの進展はめざましく、特に2022年11月に言語生成AIであるChatGPTが公開されて以降、生成AIは世の中を変革し続けています。ChatGPTの登場以前は、汎用人工知能(AGI)の実現に関して、50年後、あるいはそれ以上かかるのではないかと(実現できるのか)という感覚がAI研究者の中で当たり前だったものが、実現は、10年、あるいは5年先ではないかという議論がされているようであり、人間の知能を超えた超知能(Superintelligence)の実現すら真剣に議論されているようです<sup>4</sup>。AIの進化に法が追いつく前に、本件「ダバス」のような数多くのAIが人間の一切の関与無しに発明を次々と創作してしまう日も遠くないのかもしれない。

裁判所は、本判決において「なお、被告は、…原告主張に係るAI発明をめぐる実務上の懸念に対し、具体的な反論反証…をあえて行っていないものの、特許法にいう「発明者」が自然人に限られる旨の前記判断は、上記実務上の懸念までも直ちに否定するものではなく、原告の主張内容及び弁論の全趣旨に鑑みると、まずは我が国で立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。」という、興味深い付言を残しています。

**キーワード** 特許、発明者、人工知能(AI)

[担当] 深見特許事務所 中田 雅彦

### [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。

<sup>3</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_protection\\_chousa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html)

<sup>4</sup> 今井翔太, “生成AIで世界はこう変わる”, SBクリエイティブ, 2024年1月7日